

第3回検査制度の見直しに関する ワーキンググループ 議事録

平成28年11月15日（火）

原子力規制庁

（注：この議事録の発言内容については、発言者のチェックを受けたものではありません。）

第3回検査制度の見直しに関するワーキンググループ
議事次第

1. 日 時：平成28年11月15日（火）15:00～16:42

2. 場 所：原子力規制委員会 13階会議室C

3. 出席者

(1) 原子力規制庁職員

山田 知穂	制度改正審議室長
金子 修一	制度改正審議室統括調整官
門野 利之	制度改正審議室企画調整官
吉野 昌治	制度改正審議室企画調整官
高須 洋司	制度改正審議室制度改正審議専門職
村尾 周仁	制度改正審議室制度改正審議専門職
村上 恒夫	制度改正審議室制度改正審議専門職
堀内 英伯	安全規制管理官（発電炉検査）総括係長
古作 泰雄	制度改正審議室制度改正審議専門職
滝吉 幸嗣	制度改正審議室制度改正審議専門職
立元 恵	制度改正審議室制度改正審議専門職
大類 馨	安全技術管理官（シビアアクシデント）技術研究調査官

(2) 事業者

横尾 智之	電気事業連合会	原子力部部長
東海 幸康	電気事業連合会	原子力部副長
河村 篤志	電気事業連合会	原子力部副長
宮道 秀樹	電気事業連合会	原子力部副長
鈴木 智久	電気事業連合会	原子力部副長
高木 宏樹	電気事業連合会	原子力部副長
爾見 豊	関西電力	原子力事業本部 チーフマネージャー
國溪 民継	関西電力	グループマネージャー
鈴木 直浩	原子力本部	原子力部 運営グループ 課長
山中 康慎	電力中央研究所	原子力リスク研究センター 上席研究員
児玉 光弘	日本核燃料開発株式会社	取締役
三澤 毅	京都大学	原子炉実験所 教授

4. 議 事

- (1) 監視の視点及び対象範囲について
- (2) その他

5. 配付資料

- 資料1 監視の視点及び対象範囲について

<参考資料>

- 参考1 WGによる詳細検討スケジュール

<机上参考資料>

- 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ

【議事録】

○山田室長

それでは、時間になりましたので、第3回検査制度の見直しに関するワーキンググループを開催させていただきたいと思います。

今回も、1回目、2回目に引き続いて、被規制者の方々に御意見を言っていただける方に御参加を募りまして、参加をいただいております。

今日のトピックスとしましては、監視の視点及び対象の範囲ということで、ROPに似た制度をとということで考えているわけですがけれども、その中の一つとして、コーナー・ストーンと検査の対象の範囲ということで、我々が考えているところを御説明して、意見、コメントをいただきたいというふうに思います。

それでは資料を説明させていただきたいと思います。

○金子統括調整官

原子力規制庁の金子でございます。

お手元の資料の1をお開きいただければと思います。タイトルに監視の視点及び対象範囲についてということで、今、山田のほうから説明のあったとおりですがけれども、基本的なイメージはアメリカのROPにおけるコーナー・ストーンとそれから三つのクロスカッティングイシューのエリア設定の仕方を、我々の仕組みとしてどうしていったらいいのかということと、そのコーナー・ストーンやクロスカッティングイシューに相当するものに、どのような内容が含まれるべきなのか、あるいは含まれる整理にするのかということを確認にするということまでいければというふうに思っております。

実は、今日お示しするものも、中でいろいろ議論があったりして、被規制者の方からもいろいろ議論があると思いますので、ここで少し議論を深めるというような形にしていければと思います。

これが、第5回に今度は検査の内容といいましょうか、そういったもの、手続も含めて議論をするような回を設定しておりますので、そのベースになるような考え方のまとめというような形になっているということも御承知おきいただければと思います。

資料裏面、最初のところをめくっていただきまして、監視・評価の視点（監視領域）というふうに書いてございます。

一応、コーナー・ストーンという言葉はアメリカの英語的な表記なので、日本人にはなじみがないので、言葉としては、一般語は監視評価の視点ですけど、監視領域というふうに設定をしてはいかかかと思って、そういう言葉をまず使わせていただいております。

一番最初に、とにかく、これは原子炉等規制法の中の仕組みでありますので、規制法の目的から考えて、どのようなものがスコープに入り得るのかということ、青い四角のところ整理してございます。

要するに、規制している内容というのは、赤い字で書いてありますけれども、災害の防止という部分が一つと、それから核燃料物質を防護するというところがもう一つの大きな

柱で、これをやることによって、公共の安全を図り、一番最後の大きな目的である国民の生命、健康、財産の保護とか、環境の保全とか、安全保障に資するというようなところにつながるということですので、規制の手法としては、あるいは視点としては災害の防止、核燃料物質の防護というものが、この2本柱になっているということです。

ここから敷衍していきますと、これは実質的には米国のROPと同じカテゴリーといえますでしょうか、三つの大きな柱になりますけれども、要素としては原子力施設の安全、それから、そこから出てくるかもしれない放射線に対する安全、それから核物質防護がもう一つの柱として、この三つの大きな要素があろうというような区分にできます。

これは、後ろのほうに米国のROPのいつも見ている図を参考につけてございますけれども、基本的に同じものだとお考えいただいて結構です。今日の資料ですと8ページの参考1に米国のROPの構造図が書いてございます。

ここから次をちょっと我々の規制の中身との関係で考えていくと、どういう監視領域、先ほどの監視評価の視点の設定になっていくかということ、その下の段階で示してございます。核物質防護のところは、基本的に1本で立っておりますので、一番右の欄のところはあまり大きな議論はなかろうかと思っておりますけれども、オレンジ色の四角の下に、核セキュリティ文化醸成活動とか、安全文化とのインターフェースに係る活動を含むというふうに明確に注記させていただいておりますが、単純に防護するためのいろいろな措置ということだけではなくて、文化醸成活動と書いてあるのは、意識を変えていくような、さまざまな組織内での認識共有でありますとか、それから、いろんなイベント的なものも含めて、そういった直接の防護措置につながるものではなくても、この核物質防護は水準が上がるというようなものにつながるような活動というのは、ここに入れていく。

それから、安全とセキュリティのインターフェースというのが、国際的にも注目されている中で、そのこのすり合わせの部分についての対応というのも、この中に入ってくるということ、これを少し明記させていただきました。

それから、今度は左のほうを見ていただきまして、薄いブルーの四角で発生防止それから影響緩和、閉じ込めの維持と書いてございまして、ここは基本的に米国の三つの考え方とほぼ同じでございます。起因事象、影響緩和、バリアの健全性とかという言葉になってはいますけれども、対象としている、念頭に置いているものというのは基本的に同じ三つの領域というふうに御理解をいただければと思います。

個別に、その中に具体的に何が入っているのかということをもたさらに議論していくと、若干のずれは出てくる可能性はあるとは思いますが、基本的なコンセプトは同じと思っただけければと思います。

それから、その隣の濃いブルーの四角のところですが、これは、基本は災害の防止、これは災害が起こらないように、あるいは拡大しないようにという趣旨でありますので、我々の規制の視点で申し上げますと、ここは新しく新規規制基準などでできています重大事故等対策とか大規模損壊対象といったようなものに入ってきて、米国の表記でいうところ

の緊急時計画というよりは、より深刻度の高い状況に対する対処の準備がちゃんとできているかどうかということを見ていくというふうに整理をしたほうが、よろしかろうということで、少し表現といいましょうか、物の見方を少し変えて表現してございます。

実際にやられることというのは、類似のものがたくさんあるかと思えますけれども、規制の体系の考え方と対応させると、このような切り口で整理をさせていただいたほうがいいのではなかろうかということで、そういう表現をさせていただいております。この辺もまた御議論などありましたら後でいただければと思います。

それから、真中にあと二つあります。放射線安全、ここは公衆と従業員ということで大きく視点が二つ設定してございます。これも米国ROPと基本的には同じですので、あまり大きな議論はないかもしれませんが、外に対するものと中で働く方々ということで放射線安全を考えるとというふうにしてございます。

ここが主な部分の監視領域の設定の仕方の考え方ということです。もう一つ横断領域というところのものがございます。特にここについては日本のいろいろな、これまでの検査の中でも指摘事項になるものとか、あるいはトラブル、あるいは不具合が起きる原因というのが、この横断領域に入っていくような、品質保証的なもの、あるいはマネジメントシステムに係るようなものというのが結構多いので、ここをしっかりと設定しておくということが大事だと思っております。

その意味で、一番下の青い四角の中の2行目に、どういう構造でこれを考えたらいいかということ、まず示させていただいております。いろいろな保安活動を担う組織、それから個人が確実に活動を実施する、上のような活動を実施できるような要素として何があるかということで、三つ挙げさせていただきました。

一つは、その組織及び人が持っている価値認識。要するに安全を大事にするんだということを行動原理として動かなければいけないという認識をしっかりとつこと。

それから認識だけでは活動ができませんので、遂行能力がきちんと身につけていること。これは組織の能力というものもありましょうし、個人の能力というものもあろうかと思えます。

それから個々の能力だけでは、体系的な取組とか整合的に取組ができないということ、それから、PDCAサイクルのような何か不具合があったときにきちんと直していけるような工程というものも必要なので、三つ目は業務プログラムというふうに書かせていただいておりますけれども、そういった能力がきちんと働いていくような、それから改善につながっていくような仕組みをもっているというような、この三つの要素が横断的な要素として大事になるのではないかというような考え方の構造をしてございます。

これ自身も、必ずしもよって立つところがあるものではないので、いろいろと御議論があろうかと思えますけれども、また後ほどお気づきがあれば御指摘いただければというふうに思います。

それぞれに対応するものとして、表現の言葉が必ずしもぴったりきていないところもま

だあるという部分がありますけれども、一番目の価値認識をしっかりと作るというところについては、安全文化の醸成活動と、先ほどの核物質防護との裏返しで、核セキュリティとの調和に係る活動を含むというふうに書いてありますが、こういったものを表現として位置づけてはどうかというふうに考えております。

それから、遂行能力のところは、要員と書くと個人に近くなり過ぎてしまうかもしれませんが、要員の業務遂行能力という形で一応表現をさせていただきました。

それから業務プロセスとして大事なものというのは、結局は問題の把握及び解決というものがしっかりできる、マネジメントシステムあるいはPDCAのようなサイクルをしっかりと持っているかというようなことに帰着すると思いましたので、問題の把握及び解決というような形で三つの視点を設定したらどうかというような形にさせていただきます。

これが米国のROPの七つのコーナー・ストーン、それからクロス・カッティング・イシューにある意味で対応するような形で、日本で設定してみてもどうかと思っている体系でございます。

この体系の中に、そもそもいろいろな活動として被規制者の保安活動として入ってくるもの、あるいは検査の対象として入ってくるものというのを、よくイメージをしておかなければいけませんので、監視・評価の対象範囲ということで2ページ目から整理させていただいております。

必ずしも境界領域を明らかにするための厳密な整理ではありませんので、概ねこういったものが対象に入ってくる、あるいは中身としてこのようなものがあるというような位置づけで御覧をいただければいいとは思っておりますけれども、ここら辺も、また後ほど御意見をいただければと思います。

2ページ目の監視・評価の対象範囲は、まず、従来、検査を行っている事項との関係でいうと、どういう範囲が入っているのかということでございます。

下の青い四角でくくってあるところの中の、施設定期検査とか定期安管審とか保安検査、それから核物質防護検査辺りは、当然これは全体が入るんだろうなということで、御理解いただいて、それでよろしいのかなと思っておりますけれども、使用前検査の段階の品質管理、品質保証体制みたいなものも、この中に入ってくる形で、以前、中間取りまとめの中で、模式図的に書いた青い領域が供用開始前に伸びていた部分を思い出していただければと思いますけれども、そういったものも入ってくるということでございます。

それから、法令上、明確になっていた検査の対象というものではない部分についても、従来、保安調査というふうに呼んでいた活動の中で確認していたことというものも、当然、この監視評価の対象範囲として入ってきて、先ほどの体系のどこかに落ち込んだ形で評価していくという形になります。

あまり明示してございませんけれども、その他と書いた燃料体検査とか溶接検査とか、いろいろな行為に対する確認という中のものも、この監視評価の対象範囲の一部にも入ってくるということでございますので、それも念のため入れてございます。

ここは、従来、検査の対象、あるいは規制機関の確認の中でやってきたこととの関係での整理でございます。

それから、3ページ目を御覧ください。

もう一つは、むしろ被規制者としての活動を見たときに、整理したときに、こういった種別のものがあるって、というのを1回まず整理をした上で、その対応関係を見ていってはどうだろうかということで書いたものでございます。

主に保安規定に書かれる事項というのを主たる視点として、この絵は作ってございます。それ以外のものというのも当然あり得るので、一番上の設計のところから、並びで言うと、詰まっている放射線管理のところまでがございしますが、その下にも少し、ここに明記していないものもあろうかと。それから、核物質防護は核物質防護規定の中で見えていますので、そちらのほうに書かれている事項というのがあるということ、それから、こういったものの全体を対象にした品質保証活動というのか、安全文化が醸成される活動というのか、あるいはマネジメントシステムと呼ぶか、言葉の使い方によって若干範囲が違うかもしれませんが、全体に横断的にかかっているような事項というのも保安規定の中で、あるいは皆さんの被規制者の方々の保安活動の中で実際にやっておられる活動として監視・評価の対象になる活動ということで考えております。

そこを青い点線四角で示させていただいて、こういった工程ごとに、いろいろな保守管理であるとか、火災防護であるとか、そういったものが対象になるということのほかに、横断的な要素としてそういったものも監視・評価の対象になります、ということ整理させていただきました。

それぞれのものが、こういった、先ほどの七つの監視領域と三つの横断領域と関係がありそうかというのを、4ページ目で大ざっぱに関係整理をさせていただきました。

先ほど申し上げたように、厳密に線引きをすることが今回の目的ではないので、大まかに、7+3の領域の範囲というものを、イメージを具体的にさせていただくために、整理をしたものというふうにお考えさせていただいて結構です。ここにも丸がつくところがあるのではないかといったような議論は当然あると思いますけれども、それはまたコメントがあればおっしゃっていただければと思います。

個別に一つ一つ見ることは必ずしも適切ではないと思いますので、大体、表を見ていただければわかると思いますけれども、監視領域の左側にあった三つの、すごく端的に言えばデザインベースの対処になっている部分というのが、設計のところから火災防護や内部溢水といったところまでに入ってくる部分ということで、対象がないものは白抜きのところがありますけれども、そういった形。

それから、重大事故対処のような対応のところは、基本的に重大事故等対処とか大規模損壊対処に入りますけれども、それだけのためにやっていることと、もともとやっている火災防護、内部溢水までにあったことも、当然、重大事故等対処、大規模損壊対処の一部になってまいりますので、そういった保安活動はそこにつながる部分もあるということで

領域が少し広がっております。

それから放射線安全のところは、設計のところから実際に保守管理をやったり運転管理をやったりするところ。あと、幾つか外に影響のあるようなものについては、放射性廃棄物の管理であるとか、そういったものも対象として、そこに入ってくるのではなかろうかというような整理をさせていただきます。

従業員に対する放射線安全は、基本的には先ほどの上流工程であるところの設計、据付、施工のようなところから、それを実際に運用して、保守管理していくところ。それから、放射線管理とそのため品質保証活動。品質保証活動は、実際には、ほとんどの視点に関係があるような形になりますので、ほぼ丸がついてくるということで、核物質防護以外のところには対応関係があるということでございます。

核物質防護は、核物質防護を中心に、あとはインターフェースに係る部分で安全文化の醸成活動みたいなところと関係があるということです。

一番下に、三つの横断領域の監視の視点がありますけれども、これは品質保証活動のところだけ丸をしていますが、その活動自身は、実は、全体に先ほどの前のページの絵で見ていただいたように、いろいろな要素の保安活動を包含するといいましょうか、包むような形で存在しているので、実際は左側のほとんど全ての欄に丸がつくということになるかと思っておりますけれども、表がうるさくなるので、あえてそこは丸をつけずに下に注記させていただいて、三つの横断領域の視点は、いずれも品質保証の範囲に含まれるので全ての保安活動の視点となりますということを注記させていただきました。

それから、今みたいな整理をベースに、それぞれの監視領域ごとに具体的にどういう監視・評価の対象になるのかということを書いてきたものが、5ページ6ページの表になります。

ここは、今みたいなコンセプトをどう表現するかということですので、表現ぶり及び入っている事項というのが、あまり誤りがなければいいということではあるとは思いますが、こういうものも、例えば明示しておいたほうがいいのではないかとか、こういうことはどっちに入るんだらうかということを確認しておいたほうがいいというようなお気づきの事項があれば、後ほど議論のときにぜひ御指摘をいただいて、よりわかりやすい整理にできればというふうに思っております。

ここは、一つ一つ読んでいると時間もかかるということもありまして、細かなところですので詳細な御説明はいたしませんけれども、先ほど見ていただいた発生防止・影響緩和・閉じ込めの維持というところが、基本的にはデザインベースのような範囲での対策として行っていること。重大事故等対処や大規模損壊対処、新規制基準の対応として追加的に被規制者の方々に行うようにしていただいて準備をしているような内容のことを中心に記述をさせていただきます。

次のページにいきまして、6ページ目、表の続きですけれども、公衆の放射線安全は、先ほど丸をつけた対応の表で見ていただいたようにモニタリングとか、放射性廃棄物施設の検査、管理に係るようなところ。

従業員は、むしろ敷地の内側のエリアのモニタリングとか、放射線管理そのものといったようなものがあります。核物質防護は、もう核物質防護規定の遵守状況というのが基本的な今の体系ですので、それが対象になるということだと思いますし、横断領域のところは、一番最初の領域の設定の考え方のところで少し申し上げましたことを、具体的な活動として、どんなものが見るものとしてあるだろうかということで、具体的な監視対象の例を挙げてございます。

安全文化醸成活動のところは、品質方針、活動目標・方針、あるいは組織内での活動目標の共有化のための活動とか、そうしたコミュニケーション、会議的なものもあろうかと思えますし、資料を共有するとか、あるいは啓発活動的なものもあろうかと思えますし、いろいろなものが安全文化の醸成活動として含まれ、先ほどの価値観をきちんと持ち、維持していくというためのものとして整理をされる部分でございます。

それから、要員の業務遂行能力というのは個別の職員の方々の力量管理も当然でございますし、そのための、その力量を身につけるための教育というのもございますし、実際に、それがどういうふうに遂行できるようになっているかというところもありますし、さらに申し上げれば、この力量管理の体系みたいなものもございますし、いろんなものがここにも含まれてくるということになろうかと思えます。

それから、問題の把握及び解決は、先ほどもPDCA的に申し上げましたけれども、評価改善活動、これはマネジメントレビュー、外部のレビュー、内部監査、不適合管理、是正・予防処置、キャップ活動みたいなものも、こういうところに仕組みとしては入ってくるかというふうに思いますが、そういったものを中心に、念頭に置いている領域ということで整理してございます。

それから、視点が変わりました、7ページ目ですけれども、今申し上げたような視点ごとに実際には検査を、いろいろな種類について、ここには今、検査A、B、C、Dというような形で書いてございますけれども、実際に検査をやって、気付事項というのが出てまいります。それをどういうふうにこの領域との関係で当てはめていくかというイメージを、7ページ目は模式的に示させていただきました。

これも米国のROPと似たような形ではありますが、唯一ちょっと違う形にしなければならぬかなと思っているのは、一番右側に横断領域三つを並べてありますけれども、これを見る検査というの直接にあるだろうということを検査Dというところで表しております。

したがって、今、現状で申し上げますと、例えば保安検査で確認させていただいているいろいろな品質保証活動であるとか、調達管理であるとか、そういったものがありますけれども、そういったものに何か気付事項があると、恐らく個別の、先ほどの七つの分野とは直接関係ないもの、そこに直接のインパクトがないものであっても、組織の対応の仕方、あるいは先ほど申し上げた価値観とか能力とかプロセスという意味で問題があるという場合には、直接、そこに指摘事項のマークがつく形になるというのを念頭に置いて検査Dと

いうのを作っております。

ここが、アメリカとやり方を変えていかなければいけないのではないかなど、我々は事務局として考えている事項でございます。

それ以外は大体基本的に同じでございます。例えば検査Aという割とハードに近いものを検査するようなものの中で、例えばということで、重大な違反、軽微な違反、軽微な指摘事項みたいなものが気づきとしてあった場合には、いずれも、例えばこれは発生防止の領域のものであるということであれば、その領域に、重大な違反と軽微な違反と軽微な指摘があったという評価になり、その監視領域についてはこの重大な違反が一つありましたという一番重いものを評価の基準として、アメリカでいうところの色づけをするというような形の運用になっていくということでございます。

検査Bから出てくるものは、今のように一つの領域に陥るというよりも、複数の領域に関係のあるものが気付事項として出てきた場合ということで、気付事項の⑤というところの矢印を見ていただくと、軽微な指摘となっておりますけれども、影響緩和の措置に実際に何か懸念があるということと同時に、その原因として安全文化の醸成活動のところが必要となってそのことを引き起こしているのではないかなどというように、二つのところで評価といいたしめようか、気付事項の関与を割り当てていくというようにもなるということでございます。

これはアメリカと類似の形で、影響緩和のところには何かフラグを立てば、それに関係のある横断領域があれば、そこにも関与がありますよというように形の整理をするという形になってございます。

そういった形で、分野ごと、監視領域ごとには、先ほど申し上げたように、気付事項がどれだけたくさん出るかは別にしまして、一番安全性に対する影響の重いもので最終的なその領域の重要度といいたしめようか、状態の評価をするというように形で考えてございます。

これは、ある意味で中間的な評価ですので、最終的にこれを総合的な評定と1回目のプロセスのフローチャートの中で書かせていただいたところにインプットして、前回も御議論があった、最終的に六つの段階にするのか五つの段階にするのか、プラスを作るのかどうかという御議論はまだありますけれども、総合的な評定へのインプットとして活用するというような形でやっていきたいというふうに考えているということでございます。

8ページ目以降は基本的に参考資料ですので、説明を要することはないと思っておりますけれども、もう一回、念のため10ページの監視評価のプロセス全体の流れのところ、今日お話ししたのは、まさに検査を行った気付事項が個別事項の重要度評価を経て、どのような分野ごとに検査結果とか気付事項が取りまとめられて、総合的な評定に入っていくのかというところのプロセスであり、枠組みの考え方であり、というようになっておりますので、念のため御確認いただき、11ページが、アメリカのROPの仕組みの中では、私が今日御説明したもののアウトプットに対応するようなもののイメージになっているとい

うことを念のため見ておいていただければというふうに思います。

私からの説明は以上です。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

資料が、編集の都合上でずれてしまったりというところがありましたので、少し補足説明させていただきます。

今、最後のほうで御紹介した5ポツの7ページの図ですけれども、矢印の入り方が少し変なふうに、文言で書いているのと違っていまして、検査Aからおりてくるものは発生防止のところでは三つの違反指摘ということで入っているということですが、その次の検査Bの気付事項④については、影響緩和に入って1件ということに記載しているものです。

その次の気付事項⑤から左側にいくものと、気付事項⑥からのものの2本は、この図上は閉じ込めの維持というところに入って軽微な指摘2件というふうに記載しているものです。

同様に、検査Dの気付事項⑦が今要員のほうに入っているようになってはいますが、安全文化醸成活動のほうに入って、安全文化醸成活動の軽微な指摘2件ということの図で書くつもりで作成しておりましたので、そこは修正させていただきます。

もう一点、3ページのところですが、議論上はあまり大きく影響はないんですが、品質保証活動の全体を対象とするものということで点線で囲んでおりますが、核物質防護については保安規定と別の核物質防護規定というところで、分けて整理されていて、「品質保証活動（安全文化を含む。）」という関係からすると保安規定の中での品質保証活動ですので、ここはちょっと位置づけが違うということだけは補足させていただきます。

以上です。

○金子統括調整官

ついでに、金子からもう一点。

先ほど見ていただいた7ページは、矢印もそうなんですけど、黒い点線が実は縦に入っているんですけど、これは右にある三つの切れ目のところに本来点線があるべきもので、絵をずらしたときに上全体がずれてしまったということで、すみませんが、そこも一緒に直して見ていただければと思います。すみません。

○山田室長

御説明させていただくところは以上ですけれども、まず資料を、最初の説明のときに触れておりませんでしたけれども、具体例は、発電炉をイメージにして書かせていただいで、今日は、加工と研究炉の皆さんにもおいでいただいでいますけれども、この考え方にして、具体例については、それぞれ施設に応じてということであるということだけ、あらかじめ申し上げさせていただきたいと思います。

それで、議論の進め方については、今日のこの資料も1、2、3、4、5とそれぞれ塊になっていますので、それぞれの項目ごとに議論させていただくという形で進めさせていただきます。

ければというふうに思っております。

ということで、最初の1. 監視評価の視点ということで、ここではアメリカのROPのコーナー・ストーンに倣ってということで監視領域の大分類、小分類、そして横断領域という形でまず構造を考えた上で、それぞれの中に大分類三つ、小分類七つ、それから横断領域三つというような、こんなイメージで作ったらどうでしょうかということで、我々の考えているところで示させていただいております。

それで、先ほどの金子の説明もありましたけれども、大分類とそれから恐らく放射線安全、核物質防護のところは、これはそんなに大きな議論はないのかなと思いますので、まずは、監視領域の左側のところの考え方について最初に議論させていただいて、その後、横断領域をこういうふうに立てるということについて議論させていただければと思います。

それでよろしいでしょうか。どなたか、異論、御指摘があれば。

それではまず小分類のところ、発生防止、影響緩和、閉じ込めの維持、それから重大事故、大規模損壊という立て方でどうかということで、アメリカの立て方と似ているようで少し違うようなところも、もしかすると印象を受けられたかもしれませんが、これは深層防護でこの段階にして、それぞれに対しての影響はどうかという見方をしてはどうかというのが基本的な考え方で、この考え方は発電炉だけじゃなくてほかの原子力施設についてもこういう考え方でどうかというのは、ここで示させていただいているところですけれども、こういう考え方について、まず御指摘いただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

関西電力の爾見です。

コーナー・ストーンの考え方、特に原子力施設安全、ROPだと原子炉安全のところのコーナー・ストーンを深層防護ごとで切るというのは、恐らくこれが物を四つの分類するときには、一番きれいに誤解なく分かれて、抜けないようにその中身をチェックできるという意味ではいいんだと思います。深層防護の考え方に沿ってやるという考え方は正しいんだと思います。

このページで気になるのは、もともとコーナー・ストーンごと、今七つありますけれども、コーナー・ストーンというのが、ここに、それぞれに目標があって、例えばSA機器は高い信頼性がありますよみたいな目標があって、それが守られていれば、原子炉施設は安全だ、放射線は安全だと、核物質防護も安全だと、だから安全だと言えると。これだけで完結するという考えを持ってしまして、確認しておきたいのは、横断領域が下にあるんですけれども、ここというのは恐らくコーナー・ストーンが本当に安全なのかと、全部。100%これで安全なのかということを見る上で、共通的なところからチェックを掛け直すみたいなサンプリングを変えたり、弱点のところを重点的に見たり、そういうふうにROPでは使っていると思うのですが、そのコンセプト自身は、これは維持されているのでしょうか。そこはもう変えるようなことも意図があるのでしょうか。

要は、扱いが横断領域はSDPとかで色につかないものなんですけど、そこはどうなんでしょう。

○金子統括調整官

規制庁の金子でございます。

それは、実は、先ほども別のページでも若干御説明しましたけれども、ROPと全く同じ形でということは今我々はイメージしていません。

したがって、この七つの領域に色につかないと、逆に言うと横断領域をチェックしにいかないということもないし、逆に言うと横断領域だけを見に行くこともありますし、横断領域にもどういう、定量的評価ができるかというのが実はまた難しくて、この後の基準とかというところでよく議論しなければいけないと思っていますけれども、ここにも色をつける。

色をつけるというのは、赤白青という意味じゃなくて、評価の結果が出てくるということ想定して領域を設定したいというのが今の考えです。

ここはもちろんいろいろ議論があると思いますので、ぜひ御異論とかあれば、おっしゃっていただければと思います。今の考えという意味ではそのように考えております。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

細かくは、また詳細のときにやるんでしょうけども、今おっしゃっていたのはどうも赤、黄色、白、緑、その他という色づけとは異なる次元の何か色がつくということと理解しましたので、扱いが違うということでしたら、あり得ると思いますので、中身を見てということだと思います。

同じ扱いというのは非常に問題で、安全上いるものは必ずコーナー・ストーンに入っていないといけないので、それと同じ扱いの物が横断分野に出てくるといときは、本来はそれはコーナー・ストーンの中に入れないといけない検査だと思っていますので、そういう理解です。異なるものでしたらあり得ると思います。

○山田室長

このワーキングは活発に議論をする場だということなので、内輪での議論もありということでお許しをいただいて、横断領域のファインディングスが七つのコーナー・ストーンの色づけに影響することはある。したがって、横断領域でのファインディングスに基づいて、発生防止のところに色が重くなるということはある、というのが私の理解ですけれども。

一方で、横断領域だけで安全上の問題につながるかという、それはそうではないのかもしれないというので、それは今、金子が申し上げた、これだけで色が同じような色がつくわけじゃないということに近いことになるかと思うのですけれども、我々というか、私だけかもしれませんが、思っているところはそういうところですが、そこは事業者の皆さん方が思っているところとずれはあるんでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

横断領域の結果で、コーナー・ストーンで出てきた判定のものの重要度が変わるということは、私もあり得ると思います。

ただ、それをどうやって見るのが一番抜けがなくて合理的かというときに、ROPのやり方というのは、横断領域で何か出てきました。例えば、電気計装品のキャップの回りが悪い。どうも、リスクベースで言うと大事なものが漏れているんじゃないかというのを、何か検査の発展で見た横断領域でチェックしましたと。そうすると普通はそれに関連するコーナー・ストーンごとの検査の中にサンプリングがあって、電気計装品を選ぶところは必ずあるんで、そういうところは全数やりましょうと。

例えば、全数はリソース的に無理だったら、今回は半数やりましょうと。そういうふうになると、そこで発見事項が恐らく出てくるんです、そういう劣化しているところは。出てくるので、そういう意味で判断が一つ白があるところが七つ白が出てきましたということが恐らく見つかって、本来はあるべき姿、もし実現可能なら、そういうふうに関実に劣化しているもの、コーナー・ストーンで見つけるということまでを横断領域の検査の発展というんですか、それをインプットにやっていただいて、そこを指摘していただくことで、それが重い扱いになるというのが、実際の発電所の安全レベルを正確に把握するという意味ではいいやり方かなと思うんですけれども、そんな理解をしています。

○山田室長

今の御発言を私なりに解釈をすると、それは横断的領域で見つかったことに基づいて、七つのコーナー・ストーンのあるコーナー・ストーンについての見方を強化することによって、それは1サイクル回ってからファインディングスが増える、で色が重くなるという、そういうイメージでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

今こうしたほうがいいという、そこまで思っているわけじゃないんですけど、NRCのやり方を見てると、そういうものは次のサイクルが多いと思います。急にリソースを変えたりできないので、それはレベルにもよります。レッドが出てきていたら、そんな、いきなり止めて検査です。ですけど、グリーンが出てきてましたと、横断領域を見てみたら、これは根本的な原因のものかもしれないと、でも白は一個もなかったですというときは、次のサイクルで私はいいいと思います。

そのときに、そこは重点的に見て、本当にほかに白とか赤、黄色はないのかというのを検査のサンプリングを組みかえることで適正に見るというやり方が効果的というんですか、一定のリソースで見つけられる安全上の問題は一番多くなるんじゃないかという気がしています。

○山田室長

私自身もう一つの考え方として、例えば、発生防止で何らかの事象が見つかったときに、それをリスク評価をしたときに、もし安全文化が劣化しているとすると、共通要因故障につながる可能性が大きくなって、SDPでリスクを評価した際に重くなるということもあるか

もしれないと思うのですけれども、そういうイメージもあるでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

それは多分、文化の問題でほかにもたくさん発生している可能性があるということで、もう実際にそれがあのかどうかを確認せずに色を1段階上げますと。仮の措置としてはあり得るのかもしれないですけども、本当のところはどうか、ないかもしれないし、1ランク上げたんじゃないでめで、3ランク上げないといけないことだってあるので、本来はそういうたくさん上がるものはないように、もとの基本検査というのは構成されていて、そんなに見逃しがあるということではなくて、2ランク上がることはないの、1ランクだったら次のサイクルでそこを重点的に見るということでもいいというのがアメリカの制度を作るときにの考え方だったと思うんです。

○山田室長

いや、なるべく客観性のあるものにしたほうが、共通認識をするためのツールだと思いますので、どちらかという、見つけた事象に対する重要度評価で横断的領域を使うとすると、そこには評価については主観性が入りやすくなるかもしれないということの御指摘というふうに理解したいと思います。それで、ずれていないでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

そうです。もう正確に判断できるなら、当然、横断領域でもSDPかけてやればいいんですけど、多分恐らく手法として難しいと思っけていまして、今みたいなことは、ROPでは、アメリカでは採用したんじゃないかというふうに考えています。

○山田室長

ありがとうございました。

ほかに御指摘は。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

今の点ですけども、基本的に私の考えているところとイメージがずれているわけではないんですけど、そういうことだからこそというところで横断領域で見て、例えば安全文化の劣化兆候が見えるとか、品質管理がちゃんとできているかがあやしいというような、まだ顕在化していないような状態のときに、個々の監視領域できっちり見てどこかに落ち度がないかというような見方をするというのは、結構細かく見ていくというようなことになって、お互いの負荷が強くなるような状況だと思うんですね。

なんですけども、そういう潜在的な状態をお互いノータイスをかけて、その後の監視なりに活用していく、そちらも是正の方向で検討の題材にするというようなトリガーとなるような制度運用のほうが、意味のある運用になるんじゃないかなというふうに思っけていまして、そうすると、個々の監視領域の評価につなげるんだというふうに言っけてしまうと、厳格にやっけていくことになってしまうので、それよりは単独で潜在的な部分については評価しておいたほうが見やすく、全体としてのPDCAの回し方というようにところの評価とい

うのができるんじゃないのかなということ、別枠にしてみたというのが、基本的な思想だというふうに思っただけであればいいかなと思っています。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

おもしろい考えだと思います。

うまく、指摘みたいなのが改善につながる、それも実際に安全上の問題、これROPのコンセプトのベースは、非常によくできたグレーデッド・アプローチで、無駄が非常に少なく、大事なところの見落としがかなり少ない。ないことはないんですけど、非常に少ないと思っただけで、そうするとこうなったわけです。

今の品証上の問題点の指摘というのが、それを指摘することで、将来発生した安全上の問題をどれだけ防げるかということがかなり難しいのかなという気がしていて、そこが何かうまいやり方があるのなら、そういうのはあると思います。でも、実際は、今アメリカで、この10年、20年やったぐらいでは、なかなかその指摘からいくというのは、なかなか難しく、実際やっているのはPI&R、問題の改善、是正ですよ。あそこはきちっと見て、弱点を見て、そこは弱いじゃないかと。

指摘はしてないんですけど、結局それを検査に全部反映したりするので、かなり、今の山田室長言われたようなやり方になっていますよね。実際にまずクロスカッティングイシューを見て、弱いところを見つけて、そこを見るという検査を1年、1サイクル目に組み立てていますよね。そこはいいと思います。

それ以外のところは結構難しいんじゃないかなと。実務的にやるのは、安全上の指摘につながることは難しいんじゃないかなという気がちょっとしています。

○古作専門職

制度改正審議室、古作です。

おっしゃるとおりで、突き詰めていくと大変なところは多くあるんですけども、日本の中では、品証なりというのを、15年からですか導入して、それこそ、こちらも、こちらも含めて、苦労の中、運用してきたという経験をつなげていかなきゃいけないということもありますけども、現時点で、今言われたように問題把握及び解決のところの、アメリカでやられていることということが、現状、日本で品証として主にやりたいことというか、やっていることということだと思いますので、大きくは違ってないと思います。

その注目度を、日本としてはより明確に見えるようにというふうに思っているということです。

○鈴木中部電力課長

中部電力、鈴木でございます。

資料の8ページをまず御覧ください。

米国と今回の日本の違いのようなところをもう少しお聞きしたいと思っています。

このコーナー・ストーンの中で、緊急時の対応計画というのが米国にありまして、これは、例えばこの文字だけを読むと、オンサイト、それからオフサイトだとか、広範に想像

できてしまうんですけども、米国ではオンサイトという考えだと思います。

それで、戻りまして1ページ目に行きまして、今回は、このところが重大事故等対処と大規模損壊対処で、新規制基準が入って、実際には類似していますという御説明を今いただきました。

それで、じゃあどこが類似していて、どこが足りないのかなというのをもう少し考えたくて、資料のほうを見てみますと、5ページ目でございます。

5ページ目の下のところに、具体的な監視・評価の対象ということで、具体的な記載がここにされている。

それで、今後、このところで検査マニュアルだとか、検査手順書を作っていくと、実際に、こういうことなんだと、アメリカの違いというのは、こういうことなんだと多分見えてくるとは思うんですけども、今の時点で、このコーナー・ストーンを置きかえることによって、どこが米国と変わってくるのかという観点で、もしお考えがまとまっているのであればお聞きしてみたいなと思ひまして、質問させていただきました。

○金子統括調整官

現時点で、大きく領域の出っ張っているところ、へこんでいるところがあるとイメージしていることは特段ないんですけども、実は、先ほど申し上げたように、これぐらいの大まかなくくりの中に、本当にどういう検査であるとか、保安活動が入るのかというのは、2回後で、もう一回、米国でやっていることとの対比も含めて整理させていただきたいと思っております、その議論は、すみませんが、2回後にならないとなかなか実は細かいところは明らかにならないというのが、今、正直な作業状況です。

今日の時点では、コンセプトアルにはほとんど変わらないけれども、若干細かく見ていくと、違うところは出てくる可能性はあるぐらいの認識をお持ちいただいていたほうがいいかなというふうには思っています。

○古作専門職

審議室の古作です。

少し補足しますと、御指摘いただいたように、5ページのところに書きましたように、日本で規制要求をかけている重大事故等対処、大規模損壊、特に重大事故等対処ですけども、こちらのほうは常設機器ですとか、可搬機器ということで、設備要求をかなりかけている部分がありますので、そのメンテナンスなどはアメリカよりは強めになる可能性があるかなというふうに思いますけども、全般的には、規制要求をかけている内容に応じた検査・監視の仕方ということになりますので、その点でアメリカとの制度の違いというところが出てくるんだと思います。

具体的なところは、金子から話がありましたように、次々回に、もう少しかみ砕いたものを出していきたいと思っています。

○山田室長

補足させていただきますと、今、古作が申し上げたとおりのところではあるんですけど

も、アメリカは重大事故対策、常設機器を必ずしも規制要求していないので、そのところは多分ずれていると思いますけれども、アメリカも、これはどっちかというところ、大規模損壊なのかもしれませんけれども、いずれにしても重大事故対処、福島対応でフレックスが入っていますし、B5b、これはもう大規模損壊だと思います。これに対しても検査の対象になっているので、そのところは多分同じになるのだろうなというふうに思います。

それで、あえて少し、もしかしたら違うというか、もしかではなく、違うところは、今、鈴木さんから、アメリカのほうの緊急時計画はオンサイトというふうにおっしゃいました。多分、アメリカではオンサイトだけではないかもしれないなと思っています。許認可対象は、オンサイトだけでは必ずしもないところがあるので、そのところについては、日本はオンサイトだけが原子炉等規制法の対象になっているので、そのインターフェースというところの議論はあるかもしれませんが、そこはもしかすると、アメリカと違うかもしれないというふうには思っています。

これも、アメリカとの対比というところで、詳しくは御説明させていただいて、議論させていただければというふうに思いますけれども。

○鈴木中部電力課長

もう1点だけよろしいでしょうか。

事故がもし起こったときに、オンサイトで、例えば、自治体さんだとか、国のほうへ連絡するという、そういったソフト面というのもこれもオンサイトの一部という理解でよろしいでしょうか。

○金子統括調整官

そうですね。連絡通報体制とか、情報共有みたいなものは、当然ソフト的な活動ではありますが、入ってくるというふうに認識しています。

○鈴木中部電力課長

ありがとうございます。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

今に関連してですけど、例えば、5ページで、中身が変わるんですかという質問があって、あまり変わりませんというお答えだったと思うんですけども、恐らく、言葉としては一緒で、例えば保守管理を見てます、保安検査で確認してますと。

ただ、ここの見方というのが、今まで比較的規範的なというか、保安規定に書いてあることが遵守されているかどうかというほうに重きがあったところが、恐らく、パフォーマンスへの影響というものに効くところはどこなんだろうというのを考えて、微修正かもしれませんが、チューニングされると、そういう見直しが今からされていく。

それから、ほかのものとの共通性、保安検査と定期安管審との共通事項の部分が若干ありますよね、品証的なところとか。だから、そういうところの合理的に1回でより細かく見えるような工夫とかでチューニングがされ、そういう変更が今からされていくというふうに理解しています。

○金子統括調整官

今の点は全く御指摘のとおりで、米国のこの七つの分け方とどう違うかという点でのコンセプトの、あまり大きな変更はないですけれども、我々が従来やっている検査対象とか、監視の視点は、より、中間取りまとめの際に議論していただけてますけれども、対象として幅広く、かつ深さで見るときの基準としては、当然、安全に与える実質的な影響というところでその評価をし、かつ視点を強化していくということですので、御指摘のとおりと思っています。

○山田室長

これも言わずもがなだと思いますけど、評価の視点というのは、別に設備が劣化しているのではなくて、機能が果たせる状態になっているかどうかという視点で見るということです。これは言わずもがなだと思いますが。

○横尾電事連原子力部部長

山田さんのほうから活発な議論ということなので、瑣末な話を1点だけよろしいですか。

冒頭、山田さんのほうから、この監視領域の小分類のところ、深層防護の考えに基づいてというお話がありましたけど、これは米国も多分同じ考えでやられているということで、重大事故対処のところ、緊急時計画、緊急時対応みたいなワードが入っているんだと思うんです。

これを我が国で見た場合に、規制基準の新しいものを導入したということで、この重大事故と大規模損壊というワードを明確に示したいというところで、こういうワードを入れたと思うんですけど、対諸外国との関係で、今後、IRRSの勧告なんかの絡みで説明していくとしたときに、深層防護という観点からすると、緊急時対応だとか、計画というワードを入れておいて、その中の検査項目の中に重大事故だとか、大規模損壊というものを割り当てて見ていくとかいうことではだめなんですかね。そのほうが説明としてはしやすいのかなという気がしなくもないんですが。

○山田室長

これは恐らく議論はあるところだと思うのですが、例えば発生防止、影響緩和、閉じ込めの維持を、深層防護のレベル1、2、3でデザインベースを超えたところで、その次はレベル4ですという、実は、この深層防護についてもいろいろな議論が、IAEAふうのやつと、WENRAふうのやつで違いがありまして、閉じ込め、格納容器の機能維持というのは、レベル3にするのか、レベル4にするのかという議論もあつたりするものですから、このところは日本は基準がこういう構造になっているので、その考え方に沿って組み上げているというふうに説明したほうがいいのかというふうに思ったので、こういう整理をさせていただいて、御指摘のように、わかりやすく海外の人たちに説明する際には、これは深層防護でレベル1、レベル2、レベル3の考え方に沿った形でこうやっていて、それをこういうふうな仕組みにしているんだというような形での説明は多分要るんだと思うんですけども、必ずしもレベル1、2、3、4ときれいには分けられないのかなというふうに

言ってしまうとまた少し、必ずしも我々は基準を作ったときの考え方と少しずれてしまうかもしれないなというのと、いろんな考え方の深層防護の分類をする人がいるので、そこで議論が混乱するかもしれないなというのは、正直思っているところです。

○横尾電事連原子力部部長

ありがとうございました。お考えはわかりました。

○山田室長

ほか、いかがでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

何度もすみません。

1ページなんですけど、先ほど古作さんのほうから、品証のところを見ていく、そこから大事な指摘が出てくるみたいなものもあり得て、PI&Rが一つの例ですと。

ここを見ていて、核物質防護のところには安全文化活動と、インターフェースに係る活動を含むと、これも多分ROPと違うところかなという気がするんです。これはそういう意識ではないですか。同じようなものですか。

多分、核物質防護のコーナー・ストーンのところで見ているのは、物のシステム、アクセス権限とか、アクセス管理の仕方とか、対応の手順とかみたいなのを見ていると思うんですけど、安全文化とはあまりなかったような気がするんですけど、コーナー・ストーンの中に入れているのは何か意図があるのかなという気がしたんですが、いかがでしょうか。

○古作専門職

制度改正審議室、古作です。

細かくROPの中でどうというのを、核物質防護の関係なので、あまり詰めてやっていないんですけども、今回書かせていただいた基本コンセプトとしては、安全文化と核セキュリティ文化というところは密接に関係していて、不可分なところがあるということで、まずは安全文化醸成活動のところ、核セキュリティのことも念頭に、調和をとれた活動をしていくということが基本思想にありますので、そこも含めて運用を見ていこうということで考えています。

そうすると、反対側の核物質防護のほうも核セキュリティ文化の中で同じように安全文化との調和を言われていますので、その関係がお互いに見ていくことになるだろうということで、記載させていただいています。

この関係は最近整理されたところで、具体的な運用というところまでまだ詰めてないかなとは思いますが、そういう意識でおります。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

ありがとうございます。

○山田室長

ほかに、いかがでしょう。

それでは、横断領域のところについてですけども、ここで三つ柱を書いているのは、

必ずしもこのアメリカのクロスカッティングイシューと、イメージするところがずれてしまっているかもしれないなという言葉遣いになってしまっているんですけども、思っているところは、この横断領域のところの2行目に書いています①②③、これをクロスカッティングとして見たらどうかということで、私の理解している限り、クロスカッティングイシューが出てきているのは、アメリカのセーフティーカルチャーをどうやって見るんだというところから、このクロスカッティングイシューが出てきているんだという理解をしていますので、安全文化を測る上での軸としてアメリカはこういうのを考えて作っているのかなというのが私の理解で、日本としても安全文化をある程度見るための柱立てみたいな感じで、こういう軸を考えたらどうかというのが今回示させていただいた案ですけども、ここの緑の3本のところに書いてある日本語というよりも、こういう視点でということ、これで、どういうふうに思われるかということのコメントをいただければと思うんですけど。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

デービス・ベッセみたいな話があって、もともと予想できないようなものは、コーナー・ストーンの検査で拾うのはかなり難しいというのがわかって、クロスカッティングイシューみたいなものから拾えるものもあったんじゃないのというので強化されました。だから、そういう意味で、一定の効果はあると思うんですけど、こういうものを見るというのは。

先の是正措置みたいな、キャップみたいな話はまさにテクニカルに役に立つので、やれば、確実に効率的に安全になると思うんですけども、わからないやつを安全文化から拾うというのは、結構非常に間にステップがあるので、例えば、安全文化を過去にNRCで今の10倍見てたら、デービス・ベッセが事前に確実に検知できたかということ、多分できなかったと思うんです。

だから、あまり効果的なやり方ではないような気がしていて、だから、アメリカも、このクロスカッティングイシューにフラグで黄色とか白とかを立てずに、それは検査のインプットで使っていますよね。検査のサンプリング数の調整みたいなもので使っていて、利用できるだけ利用しているんですけども、ここを評価するというのは、私は若干、昔のSALP的な臭いを感じて、安全上の大事さと直接にリンクしないような指摘というもの、指摘たちと、そうじゃない Δ CDFに直接効くような指摘というのが同じ扱いでプラスマイナス全部で2個みたいなものになるのは危険だと思っていて、扱いをまず変えていただきたいと思うのと、これで、ここの色で行政措置をとる、例えば、追加の検査をすとかいうのは、いいものもあるのかもしれませんが、今、どういうものが安全上役に立つのかというのは、ぱっと思いつかない感じがします。

○山田室長

今の御発言は、検査の頻度を変えるのに使うのはとおっしゃっていますか。そうすると、この横断的なところはどういうふうに使うといいということに感じておられるのでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

アメリカと同じやり方というのは、私は、結構、効果的、効率的だと思っていて、まずコーナー・ストーンの検査をします。当然、全部何かあったら、必ずこの横断領域を必ずチェックに行きます。重要度に応じて深さを変えて、必ずチェックに行きます。原因が、さっきの計装系の契約が悪いと、体制が悪いみたいな話だと、そこがあやしいので、今度コーナー・ストーンでそこを見ます。

そういう検査で発見したもののフィードバックとして横断領域を必ず見て、それでまた検査にフィードバックさせるというステップが一つと、さっきの品証とか、是正措置、キャップみたいなものの仕組みを先にチェックするのもあって、そういうもので弱いところというのは、当然重点的に見るべきところだと思いますので、そういう使い方、クロスカッティングイシューからコーナー・ストーンに行くようなものも、物によってはある。

その二つの組み合わせで、利用できて効果的なものを入れるという形かなと思います。

○山田室長

とすると、アメリカの、今のクロスカッティングエリアというのは、セーフティーコンシャス・ワーク・エンバイアロメント、ヒューマンパフォーマンスと、PI&Rになっているわけですが、これは、ある種の視点ですね。

ファインディングズを見つけるための視点というイメージだと思うんですけども、アメリカは今こうやっている、日本はどうするかというのは、必ずしもアメリカと同じではない、日本的なものもあるかもしれないというふうに関心したんですけども、それはどういうふうにお考えでしょう。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

私が思っているのは、日本とアメリカで違うのは、例えば、働いてる人の層の違いというのが、日本ではギャップが非常に小さくて、所長と職員が話せないような職場というのはまずない。なので、そういうところはアメリカの検査との重みのつけ方というのは多分違うのかなと思います。

きっちり管理するみたいなのも、やり過ぎぐらいやっているのも、そこも若干弱くていい感じがしていて、逆にリスク上、大事なのかどうかみたいな判断の仕方というのは、非常に感覚に頼っているところもあって、そういうところはもうちょっと手を入れなきゃいけないのかなと、我々もやってなきゃいけないのかなと思うので、そういう調整はありますけど、基本はそんな変わらないのかなという気がしています。

○山田室長

私もざっくりばらんに言っているのですが、そういう意味で私を感じているのは、このセーフティーコンシャス・ワーク・エンバイアロメントを、言い出せない雰囲気は日本は結構あつたりするんじゃないかというふうに心配しています。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

どういふことですか。

○山田室長

周りを見る、雰囲気を見るですね。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

私の経験しかないですけど、私はずっと新規制対応とかで、どんな対策を打つかとかやっていますけど、言い出せない雰囲気は、会社によるし、セクションによると思いますけど、そんなに強いという感じはしなくて、逆に私はデービス・ベッセのときの報告書を見たら、管理職にブルーワーカーの人はなかなか話ができない、全然聞いてくれないんだみたいな話があって、そんなものは、そんなところはあるのかなという気がして、どっちか言うと、日本のほうが話ができるんじゃないかなという気がするんですが、どうでしょう。いやわかりません。

○山田室長

多分、周りのみんなの雰囲気がそうだとすると、日本は言いやすいのだと思いますけども、周りの同調圧力がかったときには日本は言いにくいとか、そういうときに、管理者はどうやってそれを掘り起こすのかというところが、日本はもしかすると難しいかもしれないとかいうような、一例ですけれども、そんなのがあつたりすると、どういう見方をするのかというのは、一応、アメリカの見方に沿ってということ、一例というか、一案としてこういう見方というのを outsourcing させていただいてますけれども、こういうのは工夫の余地を今後もしていかなきゃいけない場面かもしれないなというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

そのとおりだと思います。

○山田室長

ほかに、もし御発言があれば。

○鈴木中部電力課長

中部電力の鈴木でございます。

先ほどSALPの話が少し出ましたけれども、我々も、やっぱりアメリカの歴史というものでうまくいかなかったところから、今、ようやくこの2000年から16年かけて規制者、あるいは被規制側が、共通の認識、リスク情報を使いながら共通の認識で安全性を自主的に高めていこうと、こういったような、ようやくそこまでのレベルに来ているのかなということを考えますと、まず、アメリカのこれまでの失敗から今の現状を鑑みると、我々がまず勉強してやっていくべきなのは、アメリカの現状の姿じゃないのかなと。

そこからスタートして行って、日本流のアレンジというものがどこにあるかと、そんな流れで制度を考えていただいたほうが、我々としてもやりがいがあるかなと、そんな感じがしました。

○山田室長

御指摘はそのとおりだと思っております、アメリカの教訓の一つは、客観性をいかに持つか。客観性というのは、結局関係者が共通認識として同じ理解に立てるかどうかというのが一番大きいと思いますので、そういう意味では、こういう場でなるべく考え方をすり

合わせるという意味で、こういう議論をさせていただいて、この中から共通認識となったものとして仕組みを作っていきたいと思っておりますので、御指摘のとおり、今後も議論させていただいて、その結果をまた透明性の観点と予見性の観点から、文書の形で、なるべくわかりやすい形でまとめていくという形にさせていただければというふうに思います。

ほかに、いかがでしょうか。

もしよろしければ、では、次の2ポツのところということで、2ページ目と3ページ目について確認したいこと、コメントがございましたらお願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

すみません。確認だけ一つ。

大体、共通認識かと思うんですけど、使用前とか施設点検とかありまして、この中で、使用前検査とか、燃料体検査とか、溶接検査、今も、これは規制側がやっている検査が事業者に落ちるようなものは、多分やっている内容は、事業者がやる内容はあまり変わらなくて、同じようなものがそのまま移行される、内容は変わらないというのが基本で、もちろん調整はしますけど、そういうのが基本。

それ以外のものは、多分、見方自身も大きく変わって、やることも変わって、全体として最適になるように組みかえるというので中身が変わるという理解です。確認だけです。

○金子統括調整官

以前、現在の規制機関がやっている検査の重複関係であるとか、それから、すき間ができてしまっていることとか、全体が包括的にカバーされていないことというのを、検討チームのほうの議論の中で大分議論させていただいて、そういう意味で、今、爾見さんがおっしゃった、実際に、それを一本の制度に集約したときに、重複はもちろんある必要がありませんし、どこまでのものを見ていくのかという範囲の広がりのお話と、それをどの深さで見ていくか、それから強度をどの領域につけていくのかという判断も変わってきますので、その部分は当然変えていくというか、新しい制度に沿った形にしていくというふうに御理解いただいて結構だと思います。

○山田室長

ほかに、いかがでしょうか。

共通認識であるということが確認できればという観点で申し上げますと、3ページ目の監視・評価の内容ということで、この図では主な保安活動ということで、今、保安規定に書かれている項目を引っ張って、こういう活動というのを並べさせていただいているのですが、考えていますところは、この活動に沿った形で大きくくり化することはあるかもしれませんが、監視・評価の検査の種類というのを作って行って、それで、そこからファインディングズを見つけていくというようなことをイメージしておりますが、したがって、ここは今、主なものということでの活動ということは言うておりますけれども、今後、詳細な検査の中身を検討していく上で、監視・評価の対象として見なければいけない活動というものをしっかり決めていきたいというふうに思っておりますけれども、そういう考え

方ですということを御説明させていただいて、それにもし違和感、コメントがあるようであれば御指摘をいただければと思うんですけど。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

爾見です。

それは、例えば保守管理という、保守管理のシリーズの検査要領書が四つできて、保守管理の中身を四つに分けて見ていきますと、そういう意味ですか。

○山田室長

そういうのもあるかもしれませんが、あと、ここに書いてあるやつは、くくるものは多分ないかもしれませんが、こういう活動というカテゴリーをそれぞれ作って行って、それごとに、その中に幾つか細分されることはあって手順書みたいな形になるかもしれませんが、そういうことで監視・評価の検査というものを作っていかうかというふうに考えているのです。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

それがいいのかどうか、にわかに判断できないですけども、今、アメリカのROPの基本検査の要領書のくくりがありますよね。悪天候からの防護から始まって、あのくくりがある。

多分、この保守管理とかで一つのシリーズにすると、そのくくりが変わって、複数の要領書の特定の部分を組み合わせて一つの要領書ができるイメージになるんじゃないかなと思うんですけど、それ結構手間なんじゃないかなと思うんですけど。

○山田室長

いや、すみません。どういう形というのは、まだ我々の頭の中で整理はついていないので、要するに、検査のマニュアルというのがあるって、その中に個別に小さく分けるのです。手順書みたいなやつは、その中のチャプターになるのか、それにぶら下がるものがあるのかはわかりませんが、そういう形で検査手順書の文書体系みたいなのは作って、それは監視・評価活動というものになるというイメージで考えているんですけど。

そういう意味では、アメリカとあまり変わらないというようなことでというふうに思っていると御理解いただいたほうがいいかもしれないんですけど。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

あまり変わらないというほうが一ついいなと思うのは、多分、今から要領書を見直したり、いろんなことをやる時に、お手本が一つあるわけなんで、そっちも改訂されているわけですね、アメリカのROPの検査要領書も。多分、検査の視点が加わったりとか、いろんなものがあると思うんですが、そのときに非常にアップデートがしやすい、参考にしやすいという意味で、体系が似ているのは一つメリットかなと思います。

ただ、別にもう一個考えないといけないのは、今日本でやっている保安検査とか、いろんなカテゴリーがあって、それとの整合性が当然ないと使いにくいので、そこの特質を考えて、どういうくくりにするのかというのを決めるという作業はディスカッションが要

るところだと思います。

○古作専門職

審議室の古作です。

まさにそういうふうになっていて、最初に山田から言いましたのも、現状のこの並びが保安規定をベースに書いていますので、現状の検査がそういう体系になっているということを踏まえて、どうアメリカのものを取り込んだらいいかという考えです。

なので、言わんとしていることは基本的にそういうことなんですけれども、先ほど最初のほうに、保守管理を四つに分けてと言われてたのが、どこを見て四つと言われていたのかによって、イメージが違っちゃっているのかなという気もしたのでお伺いしたいんです。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

特にどこというわけではなくて、多分、ROPの検査要領書の中で保守管理に関係するものを見ている要領書というのは幾つかあって、その中身をまず一緒くたにして、それを幾つかの要領書に分けるのかなというぐらいのイメージです。

気になったのは、一つの要領書の中で、設計を見て、保守を見て、性能を見て評価するという要領書があります。そういう要領書もあるんです。そうなる分けないといけないので、例えば熱交換器の伝熱性能みたいな設計値とそれからメンテナンスの記録でマージンがどれだけあるかを見て、ちっちゃかったら何とかするみたいな検査があるんですけど、そんなやつは保守に入れるか、設計に入れるか、二つに分けるのでややこしいので、あまり変えるのも難しいなど。ただ、日本の保安規定との関連も大事という点で迷っています。

○古作専門職

よくわかります。まさにそういうところがあって、一緒くたに一つのフェーズできれいに短冊で切れるものでもなくて、物によっては一気通貫に見る必要がある。

特に火災防護なんかもそういう点だと思うんですけども、これも設計維持管理、あるいは運用も含めて一体となっていないと全体としての防護の質というものが見られないということもあって、アメリカでもそこは全体での検査をしていると思うんですけども。

そういうところも、どういうふうに組み合わせれば、日本の基準体系に合って、より効率的に見ていけるかというところがポイントだと思いますので、そういうのも整理していきながら、また第5回で議論を深めていければなというふうに思います。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

関連して一個だけ、すみません。

それを、保安規定のジャンルと、この検査の要領書のジャンルを合わせるということと、どこがメリットがありますか。どこが違うと何が一番大きな問題になるのでしょうか。

○金子統括調整官

金子ですけども。

古作が言ったのは、合わせるということではなくて、対応関係を明らかにして、今、例えばROPでやられている基本検査には、我々が今やっている検査としては、これが入って

いますねと。したがって、検査の手順書、もし基本検査という手順書を僕らが作れば、従来やっていた、これとこれと色々な検査に散らばっていたこれとこれとこれとこれがこの中に入りますという対応関係を明らかにした上で、新しい検査の一つを作っていきたいという、そういう作業をして、恐らく、最終的には、今アメリカでやっているROPの中のIPと似たような構造を持ったものを検査の種類として我々も持つ形になるだろうと。

ただ、整理していく過程で、どうしてもくくりがうまく合わないものがあったりとか、あるいは、例えば極端な例を言うと、運転員の評価みたいなやつは規制機関の仕事として、今、我々は持っていないので、そのための検査をわざわざ位置づける必要は、例えばないかもしれないとか、そういったような個別に差が出てくるところもあるので、そういう整理をした上で、ROPの体系の検査に類するものを作っていくということでもあります。

ですから、今の保安規定の記載事項に合わせた検査を一つずつ作るという趣旨ではありません。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

わかりました。ありがとうございます。安心しました。

○古作専門職

すみません。補足をありがとうございました。

もう一つだけ、基本理念としてお話ししておきたいなと今の件で思うのは、検査のために何かをやるということではなくて、あくまで規制要求があって、それについての実現している状況ということを見るということですので、その要求事項が何かというところをしっかりと認識して検査をするということが大事だろうというふうに思っていて、その一つが保安規定ですので、その関係を整理するというのが大事だろうというふうに思っています。

さらに言えば、工認ですとか、設置許可での宣言している事項ですとか、そういうところの関係とかもありますので、さらに言えば、規制基準、基準体系でどこに関係するのかということですね。そこら辺の全体としての要求と実状、実態が動いていることで、我々がどこを見ているのかということの関係性が、お互いに何を何のためにやっているのかという理解する上では一番大事なことかなというふうに思っています。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

要求事項をもとに我々が安全確保の活動をする、それを見ていただく、そこは全くそのとおりだと思います。

例えば、保安規定に書いてあることと、安全上必要なこと、もちろん要らないものがあるといっているわけじゃないんですけども、その相関というか、10個だけ書いてみろといったときに、保安規定の中からだけ10個出てくるのかと、安全上要るものを。

その相関が何となく保安規定に書いてあるものと、工認に書いてあるもの、設置許可に書いてあるものをギュッととってきて、それに対して検査をするというやり方、多分それで網羅されているんですけども、そういう整理の仕方が一番効果的にきれいに見えるの

かというのが、私は想像しがたいんですけど、コーナー・ストーンというのは、安全を分割して七つにしましたと、そのコーナー・ストーンごとに守るべきことがはっきりしていて、だから、緩和系だったらさっきの熱交換器の伝熱容量が要りますよねと、そういうことははっきりしますと。それは多分設置許可の基準かどこかに必ず書いてあって、許認可図書に入っているんですけど、許認可図書からとってくるのがいいのかなというのは、どうなんでしょうかね。そういうやり方をされるおつもりですか。

○山田室長

今御指摘をいただきたいのは、まさしく今回の検査制度の見直しの根本のところ、まず言われたのは、チェックリストは不適切だということですので、規制要求にこう適合していますと書いてあることが守られているかどうかだけではなくて、古作が申し上げたのは、安全確保のためにこういうことをしなければいけないという、「こういうこと」というものは、規制上の要求でこれをやってくださいというのは書きまされども、それが具体的にどういう方法で担保されているんだということについては、当然、保安規定なり、許認可図書に書かれているものが守られているのは必要最小限ですけれども、爾見さんが御指摘のとおり、それだけが全てではないので、それ以外のところについても評価の対象にはさせていただくというのが、今回の見直そうとしているところ一番のところですので、御指摘はそのとおりです。我々は、それを今、議論させていただいているつもりです。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

わかりました。すみません。見当違いの方向のことをしちゃいまして、すみません。

○山田室長

ほかに、よろしいでしょうか。

それじゃ、3ボツのところですけども、これは、あまり細かく、この丸のつけ方がどうかというのを議論していただいても、しょうがないので、こういう考え方で割り振っていくとか、こういうものを見たときに、こういうところの評価につなげていきますというやり方みたいなどころですね、こういう考え方でやりたいと思ってますけれどもというふうに受け取っていただいて、それについて意見、コメントがあればということでお願いできればと思うんですけど。

よろしいでしょうか。それじゃ4ボツのところ、これもまだ必ずしも完全に議論し切れているところじゃないところかと思しますので、まだブラッシュアップしていかなきゃいけないところだと思うんですけども、今この時点で、お気づきの点でこういうことはどうかというような御指摘があればお願いできればと思うんですけど。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

すみません。別に大した話じゃないんですけど、中身はわかりました。

中身はこういうふうに見直していくというのはわかったんですけど、言葉が、何となくこれだと、今やっているやつがずっと並んでいるように見えるので、資料の中でわかるよ

うに、次第に変えていただけるとありがたいなと思います。

○山田室長

ほかにならなければ、恐らく、これは今後、検査マニュアルとか、手順書の書き方でこういうことを書きましようというところを少し議論させていただくのは、そのうち来ると思うのですけども、その中で、もう少し突っ込んだ議論はさせていただくということでもいいのかなというふうに思います。

それでは最後で、7ページ目の、検査の気付き事項の反映のイメージで、それぞれのコーナー・ストーンが一番重いものでカラーリングして、そのカラーリングしたファインディングズの数とかも考慮した上で、全体の総合評価につなげるという考え方で、気付き事項を評価に反映していくという考え方を示させていただいているんですけども、この点について御意見、コメントがあればお願いします。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

先ほどもこれはお話ししたんですけど、この右側の三つの扱いが違うということが資料でわかるようになっていっているほうが良いと思います。ここは、かなり扱いを変えないとうまくいかない気がするので、どういうふうにやるのか。

あと、この表に入れるんじゃないかもしれませんが、クロスカッティングの使い方というのが、検査Aから指摘事項があって、指摘事項からクロスカッティングに行って、クロスカッティングから検査へフィードバックがかかると、そんなのがあったほうが本当はわかりやすいのかなという気がします。

指摘はそこで終わりじゃなくて、クロスカッティングを必ず見に行って、クロスカッティングでほかのコーナー・ストーンの検査に影響がないかも見て、次のときちゃんと見るんですけど、1サイクル遅れますけども、そういうことが別にそのサイクルでやってもいいですけども、そういうサイクルがわかったほうが良いかなと思います。

○古作専門職

審議室の古作です。

まさにそれを思っていて、そのサイクルで同一検査官でも、検査官同士の議論でもいいんですけど、やることもあるでしょうし、次のサイクルになるだろうということもあると思います。

ここでは、そのサイクルでの運用をイメージして書いたもので、直接そういうリンクというのは書いていませんけれど、そういうイメージは持っております。

もう一つ、線がずれて、最初のほうで修正が入りましたが、この点線の意味が、まさに今ずれている上のほうに太点線がありますのが、その違いがありますよということを表すつもりで書いていたものですが、そこら辺が今後どういうふうに違いをもって評価するのかというのを議論していく中で、より明確にしていければいいかなと思います。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

よろしく願いいたします。

○山田室長

クロスカッティングの扱いについては、今日の資料はこういうふうになっていますけど、少し修正して書き込んでおかないと、これがそのまま生き残っていくと、今日議論したことが残らない形になるので、資料はリバイスをかけるということにしたほうがいいのかと思うので、それだけ一言申し上げさせていただきます。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

ありがとうございます。ぜひその方向でよろしくお願いします。

○山田室長

それと、すみません。これもまたフランクにということ、先ほど金子が説明したところでは、このクロスカッティングの検査というのがありますという説明をさせていただいたのですが、先ほど爾見さんのお話では、検査のAで見つかったファインディングズからクロスカッティングがないかと考えるということだとすると、このクロスカッティングのための検査というのは、もしかするとイメージされてないのかなという気がしてしまっていたのですが、そこはずれてないでしょうか。

○爾見関西電力原子力事業本部チーフマネージャー

全くないとは思ってなくて、問題の把握と是正という要領書は、基本検査の要領書にもありますし、これはクロスカッティングなんで、クロスカッティングから見たほうが良いものはROPでも要領書が決まっていますと見えています。

ですので、そういうものもあるし、個別の検査からのフィードバックというのは必ずかかるというその2種類があると思っています。

○山田室長

ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

○古作専門職

すみません。ざっくりばらんに質問的なことを逆に聞かせていただければと思うんですけども。

場所がずれちゃうんですけど、3ページに、監視・評価の内容ということで、被規制者の主な保安活動の種別と記載させていただいていて、現状、保安規定なりでやっているところは、供用前の燃料搬入後から効いている、全体、これが動き出すところということですが、特に今回の制度改正で、その前の段階から保安活動としてやっていただいて、品質管理も含めて回していただくということで、設計ですとか、据付・施工ということを明示的に記載させていただいているということですが、先ほども少し議論の中でありましたが、保守管理と設計と施工云々が関係しているというようなことですが、そういうこともあって、ここら辺は、どういう管理を、事業者側ではイメージを現状でされているかなというところを、もしイメージがありましたら、こちらのほうもそれに対応した形での制度を構成したほうがいいかなというふうに思っています、突然の質問なのであれ

ですけど、何かありましたら。

○横尾電事連原子力部部長

すみません。電事連の横尾です。

事業者側で、まだそこまで具体的に考えているかというところ、ノーなものですから、持ち帰らせていただいて、また私どもから提示させていただいて、議論させていただければと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

○古作専門職

よろしくお願いします。

いずれにしても、保守管理も含めて、維持管理という関係からは設計情報というところが大事だということは、これまでも共通認識にあると思いますので、そこら辺の扱いも含めて議論を、詳細のほうだと思えますけれども、深めていければと思います。よろしくお願いします。

○横尾電事連原子力部部長

はい、わかりました。

○山田室長

ほかに御発言ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今日は原子炉の話ばかりに特化してしまった形になってしまいましたが、もし、加工、試験炉のほうで何か、それぞれの施設で検討する際に、こういうことをぜひにというようなことでも、もしおありになるようでしたらば、御発言がもしあればお願いできれば。

○児玉日本核燃料開発（株）取締役

まだ難しいですね。

まだ勉強も不足しているかと思うんですけども、いつも使用と加工のほうは最後のほうというか、どうしてもここに書いてありますけど、「なお、これを参考に今後」というところで、その参考にしようと思って来てたんですけども、ではもう少し早目に提示していただけると、私どもいろいろと意見が言えるのかなと思いました。

以上です。

○古作専門職

制度改正審議室の古作です。

全くおっしゃるとおりだと思いますので、頑張って準備していきたいと思いますが、口頭で簡単にだけお話ししますと、1ページのところで、概念的な話を整理させていただいて、基本的には基準で整理された深層防護の考え、要求事項ということの体系に沿って構成していくものだろうというふうに思っていますので、重大事故等対処を要求している加工ですとか再処理なんかは、基本的には同じような体系。ただ、そういっても閉じ込めの維持というところは若干違うかと思いますが、その辺のところ、基準との対応関

係で調整といいますか、適用するような形に修正していくということだと思います。

一方で、重大事故等対処の求めをしていないようなものは、それもさらに事故対応についても多少の表現の違いとかというのがありますので、その部分で影響緩和のところの扱いが少し変わってくるというようなこともあろうかと思いますが、まずは規制基準の要求事項の対応関係というのをイメージしていただいて、自分たちの活動との対応関係というのを見ていただければなというふうに思います。

そういう観点から、今後、我々のほうで精査して、お示ししていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○山田室長

ありがとうございました。

それでは、今日、御用意させていただいた内容はこれまでですけれども、全体を通して何か御発言はありますでしょうか。

○横尾電事連原子力部部長

電事連の横尾でございます。

今日一日、いろいろと御説明をありがとうございました。

今日一日伺った意見を考えますと、やはりこのワーキングの基本理念であります、効率的でパフォーマンスベースの、より規範的でないリスクベースの規制運用だということを再認識させていただいたというところがございます。

先ほど来、話がありましたけど、横断領域の取扱ですとか、あと今後の具体的な監視・評価の内容、その辺りにつきましては、私どももいろいろと考えていきたいと思っておりますので、今後、具体的な議論の中で詰めていきたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○山田室長

どうもありがとうございました。

それでは、今後のことを含めて一言。

○金子統括調整官

今日の時点で、実は今週の金曜日に、この親の組織になります検討チームのほうの会合があることをアナウンスされておりますけれども、今日の資料、先ほど少し修正をすることも含めてというふうに申し上げた部分に対応した上で、3回目のこのワーキンググループで御議論させていただいた内容を御紹介し、まだここで何かを決めたというわけではありませんので、資料と、それから実際に被規制者の方から、こういうコメントなり、こういう方向でやったらいいんじゃないかというような御意見があった旨を御説明した上で、少し検討チームでも御議論をいただきたいというふうに思っております。

そこで、完全にまだ中身はフィックスするとは思いませんが、いただいている御意見なんかも踏まえて少し変えていったらいいんじゃないかというような御意見も出るかもしれませんし、それを踏まえて、また皆さんにもフィードバックしながら作り上げていきたい

というふうに思っております。

当面、今週想定されているのがそこまででございます。

それから第4回が、今のところ11月24日ぐらいを念頭にということですし、12月上旬には第5回目ということで、先般申し上げたように、次回はPIでありますとか、あるいは、いろいろな判断の基準に係るものの考え方のところを議論させていただき、5回目は、今日も少し議論になりましたけれども、検査の体系そのものであるとか、実際にそこにどういふものが含まれる形になるのかとか、それを実施する手順、手続的なものの、例えばフリーアクセスの実現の仕方でありまして、そういったことを議題にさせていただければというふうに思います。

大体、当面見えているところはそこまでですが、先ほど御議論のありました横断領域の使い方は、今日の資料も修正しなければなりませんし、フィードバックの仕方も、一番大きな監視・評価のプロセス全体の流れの中に、うまく、そういうものが、例えば見えるような形で、その気付きの点が検査に総合的な評定だけを反映させるような形ではなくて、今のような御指摘もありましたので、少し考えを入れた形をまた作っていきたいと思いますので、今申し上げた5回目以降、今度6、7、8ぐらいまで年内できるかどうかわかりませんが、そういう中で、御議論いただいた内容を踏まえたものも議論させていただければと思っておりますので、また引き続きよろしく願いいたします。

○山田室長

それでは、以上で第3回のワーキンググループを終了させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。